

# 和泉市立病院の管理運営 に関する基本協定書

和 泉 市 ・ 医療法人徳洲会

# 和泉市立病院の管理運営に関する基本協定書

和泉市（以下「市」という。）と医療法人徳洲会（以下「管理者」という。）とは、和泉市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年和泉市条例第3号）第8条の規定により、指定管理者として指定された管理者が行う和泉市立病院（以下「市立病院」という。）の管理運営業務に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総則

### （目的等）

第1条 本協定は、市と管理者が相互に協力し、市立病院を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

2 市及び管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

3 本協定で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「病院設置条例」とは、和泉市病院事業の設置等に関する条例をいう。

(2) 「病院料金条例」とは、和泉市立病院の料金等に関する条例（昭和47年和泉市条例第10号）をいう。

(3) 「指定手続等に関する条例」とは、和泉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年和泉市条例第19号）をいう。

(4) 「募集要項」とは、和泉市立病院の指定管理者の公募に当たり市が示した和泉市立病院指定管理者募集要項のことをいう。

(5) 「提案書」とは、和泉市立病院の指定管理者の公募に当たり、管理者が提出した和泉市公の施設の指定管理者指定申請書（添付書類を含む。）のことをいう。

(6) 「年度協定」とは、本協定に基づき、市と管理者が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。

(7) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。

### （指定管理者の指定）

第2条 市は、平成25年10月1日付和病第59号により、管理者を市立病院の指定管理者に指定する。

### （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 管理者は、市立病院の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び指定管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本業務が医療法人によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

### (指定期間)

第4条 本業務の指定期間は、平成26年4月1日から平成46年3月31日までとする。

- 2 本協定は、前項に規定する指定期間の満了により終了する。ただし、第42条から第44条までの規定により、指定の取消しがあった場合は、その取消しの日に終了するものとする。
- 3 管理者は、本協定の終了日に本業務を終了し、市立病院を市に明け渡さなければならない。
- 4 本業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (管理施設)

第5条 市立病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和泉市立病院	和泉市府中町四丁目10番10号

- 2 管理者は、善良なる管理者の注意をもって市立病院を管理しなければならない。
- 3 管理者は、市立病院に損傷又は滅失があったときは、速やかに市に報告し市の指示に従うものとする。

## 第2章 業務の範囲

### (本業務の範囲)

第6条 管理者が行う本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市立病院における診療及び検診に関する業務
- (2) 市立病院の利用に係る料金に関する業務
- (3) 手数料の徴収に関する業務
- (4) 建物、設備、器具等の維持管理に関する業務
- (5) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市又は管理者が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別に定める仕様書のとおりとする。

### (市が行う業務の範囲)

第7条 次の業務については、市が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 市立病院の目的外使用許可
- (2) 施設の瑕疵による損害賠償。ただし、本協定で特に定めるものを除く。

### (業務範囲及び業務実施条件の変更)

第8条 市及び管理者は、必要と認める場合は、相手方に対して本業務の範囲及び業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 市及び管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議を行わなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更の可否及びそれに伴う管理運営経費等の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

#### **(責任負担に係る解釈)**

第9条 市が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

#### **(自主事業)**

- 第10条 管理者は、市立病院の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。
- 2 管理者は、前項の自主事業を実施する場合、市に対して事前に事業計画書を提出し、承認を得なければならない。
  - 3 管理者は、自主事業を行うため市立病院を使用するときは、市に対して目的外使用許可の申請を行わなければならない。
  - 4 市は、管理者が自主事業を実施するに当たって、別途実施事業に対しての条件等を定めることができるものとする。
  - 5 管理者による指定管理期間が満了したとき、又は市により指定の取消しが行われたときは、管理者は、自主事業を終了しなければならない。

### **第3章 遵守事項**

#### **(仕様書及び法令等の遵守)**

- 第11条 管理者は、本業務の実施に際し、本協定、年度協定、指定手続等に関する条例、病院設置条例及びその他の関係する法令のほか、募集要項、仕様書及び提案書を遵守して実施するものとする。
- 2 本業務を実施するに当たり、本協定、年度協定、募集要項、仕様書及び提案書に矛盾及び齟齬が生じた場合は、本協定、年度協定、募集要項、仕様書、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、提案書において仕様書を上回る水準内容が提案されているときは、提案書による提案内容を優先させるものとする。

#### **(労働法令の遵守)**

第12条 管理者は、本業務に従事する職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令を遵守する。

#### **(政治的中立)**

第13条 管理者は、市立病院の運営においては、公施設として政治的中立を守り、特定の政党又は特定の候補者の利害に関する事業を行ってはならない。

#### **(緊急時の対応)**

第14条 管理者は、事故及び災害等の緊急の事態に備え、利用者の安全を確保することを目的に緊急時対応マニュアルを作成する。

- 2 管理者は、指定期間中、本業務の実施に関連して事故及び災害等の緊急事態が発生したときは、速やかに利用者の安全確保を図り、その状況に対して速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に報告し、市の指示に従うものとする。
- 3 管理者は、事故及び災害等が発生した場合、市と協力してその原因調査に当たるものとする。

#### **(医療事故等の対応)**

- 第15条 管理者による医療行為に係る事故により、患者又はその他の者に対し、損害を与えた場合は、管理者がその責を負うものとする。
- 2 前項の場合において、管理者は、速やかに適切な措置をとるとともに、市に報告するものとする。
  - 3 第1項に係る事故が発生した場合、市及び管理者は、互いに協力して相手方に対し、誠意を持って対応するものとする。

#### **(再委託の禁止)**

- 第16条 管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 管理者は、市の承認を得て、本業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができる。
  - 3 管理者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、すべて管理者の責任と費用において行うものとし、それによって生じた損害及び増加費用については管理者が負担するものとする。
  - 4 前項に規定する場合において、第三者が個人情報を取り扱うこととなるときは、管理者は、第三者との契約書等に個人情報の保護に関し必要な事項を明記するものとする。
  - 5 第3項に規定する場合において、管理者は、和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を取りまとめる。

#### **(権利・義務の譲渡の禁止)**

- 第17条 管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に市の承認を得た場合は、その限りではない。

#### **(秘密の保持)**

- 第18条 管理者は、本業務の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 管理者は、法令若しくは本協定に定める場合又は市から指示を受けた場合を除き、本業務に関し市から提供された資料を第三者のために転写し、閲覧させ、又は貸出し等一切の漏えい行為をしてはならない。
  - 3 管理者は、自己の使用人及びその他関係人に前2項の規定を遵守させなければならない。
  - 4 前3項の規定は、本協定が終了した後においても同様とする。

#### **(個人情報の保護)**

- 第19条 管理者は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律

第57号)及び和泉市個人情報保護条例(平成11年和泉市条例第3号)の規定を踏まえ、本業務を履行するものとする。

- 2 管理者は、本業務の履行に際して市から提供された個人情報を本業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 管理者は、市があらかじめ承認した場合を除き、本業務の履行に際して市から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。
- 4 管理者は、自己の使用人及びその他関係人に和泉市個人情報保護条例の罰則を周知させ、前3項の規定を遵守させなければならない。

#### **(個人情報、データ等の管理遵守)**

第20条 管理者は、本業務の履行に際して取得した個人情報、データの管理について、漏洩、滅失、き損及び改ざん等を防止するなど、その適正な管理に努めなければならない。

- 2 管理者は、本業務に係る個人情報の取扱いを市が指定する場所で行うものとし、市があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から個人情報が記録された媒体を持ち出してはならない。
- 3 管理者は、本協定の期間が終了したときは、市の指示するところにより、本業務を履行するために用いた個人情報を市に引き継ぎ、又は廃棄しなければならない。

#### **(情報公開)**

第21条 管理者は、本業務の履行に際して作成又は取得した文書等については、和泉市情報公開条例(平成10年和泉市条例第32号)の規定に基づき、適正な情報公開に努めなければならない。

### **第4章 事業計画及び事業報告**

#### **(事業計画等)**

第22条 管理者は、毎年度市が指定する期日までに次年度の事業計画書及び収支計画書(以下「事業計画書等」という。)を市に提出しなければならない。

- 2 市は、前項の事業計画書等を受領したときは、速やかに確認を行わなければならない。

#### **(事業報告書等)**

第23条 管理者は、毎年度終了後2月以内に、毎年度の事業報告書及び収支報告書(以下「事業報告書等」という。)を市に提出しなければならない。

- 2 管理者は、年度途中において、指定管理者の指定を取り消されたときは、14日以内に当該年度の本業務を開始した日から取り消された日までの間の事業報告書等を市に提出しなければならない。ただし、14日以内に作成ができない部分は、市と協議の上定める期日までに提出するものとする。
- 3 市は必要があると認めたときは、前2項の事業報告書等の内容又はそれに関連する事項について、管理者に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。
- 4 管理者は、毎会計年度終了後3月以内に、管理者の貸借対照表及び損益計算書を市に提出するものとする。

#### (その他報告)

第24条 管理者は、次の各号に掲げる事項については、事前に市へ報告するものとする。

- (1) 管理医師の任免に関すること。
- (2) 管理者が主催する組織的な活動であって、病院運営及び医療に直接関係しないものを行うこと。
- (3) その他指定管理業務に係る重要な事項に関すること。

2 管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあると知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。

#### (モニタリング)

第25条 市は、管理者の業務実施状況に関して定期的にモニタリングを行うものとする。

2 前項のモニタリングの内容は、市と管理者が協議の上定める。

#### (改善勧告)

第26条 前3条による手続の結果、管理者の業務内容が仕様書等を満たしていないと市が認める場合は、市は管理者に対して業務の改善を勧告することができるものとする。

2 管理者は、前項に定める改善の勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

### 第5章 指定管理料及び利用料金

#### (指定管理料の支払い)

第27条 市は、政策的な医療機能の提供の対価として、管理者に対して指定管理料を支払う。

2 市が管理者に対して支払う指定管理料の総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、次に掲げるとおりとし、各年度の指定管理料の額は、市の予算額の範囲内で、年度協定に定めるものとする。

- (1) 平成26年度から平成45年度までの間において、当該年度の普通交付税の算定で定められる1病床当たりの単価に病床数を乗じた額の総額
- (2) 前号に定めるもののほか、本業務の目的をより効果的に達成するために市が負担することが適切と市が認める経費に相当する額。ただし、管理者の収支不足を補填する目的のものは除く。

3 管理者は、毎四半期の末日から10日以内に、当該四半期の指定管理料の支払いに関する請求書を市に提出するものとする。市は、当該請求書を受領してから30日以内に管理者に対して指定管理料を支払うものとする。

#### (利用料金の取扱い)

第28条 管理者は、市立病院における診療料金及び駐車場の利用料金を自らの収入として收受することができる。

2 前項の料金の額は、病院料金条例に定めるところによる。

#### (手数料の徴収委託)

第29条 市は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、病院料金条例に定める診断書、証明書等の交付手数料の徴収業務を管理者に委託するものとする。

2 市は、前項の徴収業務の委託料として、管理者が徴収した手数料相当額を管理者に交付する。

#### (市への納付金)

第30条 管理者は、次の合計額を指定管理者負担金として市に支払うものとする。

- (1) 平成25年度以前に市が取得した市立病院の資産に係る毎事業年度の減価償却費相当額に50%を乗じて得た額。ただし、管理者が業務に使用しない資産に係る額は除く。
- (2) 平成26年度以後に市が取得する市立病院の資産の購入等（新病院建設に係る資産の購入及び関連工事等の経費を含む。）に充てるために発行した病院事業債に係る毎事業年度の元利償還金相当額に50%を乗じて得た額
- (3) 平成26年度以後に市が取得する市立病院の資産の購入等（新病院建設に係る資産の購入及び関連工事等の経費を含む。）で、病院事業債をもって充てることができない経費について、市と協議の上定める毎事業年度の年割額に50%を乗じて得た額

2 前項の指定管理者負担金に係る細目は、仕様書に定める。

### 第6章 施設・備品の取扱い

#### (施設・備品等の維持管理)

第31条 管理者は、市立病院に属する土地、施設及び備品について管理者の負担で適正な維持管理を行うものとする。

- 2 管理者は、市立病院を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではない。
- 3 管理者は、市立病院の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。

#### (施設の改修等)

第32条 市立病院の改修又は修繕の実施主体及び費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 1件につき1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、管理者と協議のうえ、市が自己の費用と責任において実施し、第30条に定める指定管理者負担金の対象とする。
- (2) 前号に掲げるもの以外のものについては、管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、現病院の経年等による劣化に伴う修繕については管理者の責任において実施し、費用の負担は協議により決定するものとする。

#### (備品の貸与、修繕、更新等)

第33条 市は、市立病院に属する備品を無償で管理者に貸与し、管理者は、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。

- 2 備品の修繕、更新及び新規購入は、管理者が実施するものとする。この場合における費用負担は、次のとおりとする。
  - (1) 1件につき1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、市の予算の範囲内において市が負担し、第30条に定める指定管理者負担金の対象とする。
  - (2) 前号に掲げるもの以外のものについては、管理者が負担する。



- 3 前項第1号の規定にかかわらず、市の予算の範囲を超える場合又は緊急その他の必要性がある場合は、市が負担すべき費用を管理者が負担することができるものとする。この場合において、管理者が負担して更新又は新規購入した備品の所有権は、管理者に属するものとする。
- 4 前項に基づき管理者が取得した備品は、原則として指定期間終了時に市に対し無償で寄附するものとする。
- 5 管理者は、故意又は過失により備品を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

## **第7章 損害賠償及び不可抗力**

### **(損害賠償)**

第34条 管理者は、故意又は過失により市立病院を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、また、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

### **(第三者への損害賠償)**

第35条 管理者は、本業務の実施において、管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は市と管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

- 2 市は、管理者の責めに帰すべき事由による第三者の損害を賠償したときは、管理者に対して、求償権を有するものとする。

### **(保険)**

第36条 本業務の実施に当たり、市が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設損害賠償責任保険
- (2) 建物総合損害保険（火災保険等）

2 本業務の実施に当たり、管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 施設賠償責任保険
- (2) 傷害保険
- (3) 医師賠償責任保険

### **(不可抗力発生時の対応)**

第37条 不可抗力が発生した場合、管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

### **(不可抗力によって発生した費用等の負担)**

第38条 不可抗力の発生に起因して管理者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って市に通知するものとする。

- 2 市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で市と管理者の協議を行い、不

可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

- 3 不可抗力の発生に起因して管理者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については管理者が負担するものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して市に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については市が負担するものとする。

#### **(不可抗力による業務実施の免除)**

- 第39条 不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなった場合は、管理者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。この場合において、不可抗力の認定及び実施できない業務の範囲は、市と管理者が協議により定めるものとする。
- 2 管理者が不可抗力により、政策的な医療機能の提供に属する業務の一部を実施できなかった場合、市は、管理者との協議の上、管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額するものとする。

### **第8章 指定期間の満了**

#### **(業務の引継ぎ等)**

- 第40条 管理者は、本協定の終了に際し、市又は市が指定する者に対し、本業務の引継ぎを行わなければならない。
- 2 市は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、管理者に対して市又は市が指定する者による市立病院の視察を申し出ることができる。
  - 3 管理者は、市から前項の申出を受けたときは、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならない。

#### **(原状回復義務)**

- 第41条 管理者による指定管理期間が満了したとき、又は市により指定の取消しが行われたときは、管理者は、管理者の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を原状に回復するものとし、その範囲等については市と管理者が協議の上、定めるものとする。ただし、施設等の価値を高めるなど相当の理由が認められるときは、市の承認により原状回復を不要とする。また、災害等の不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

### **第9章 指定の取消し**

#### **(市による指定の取消し又は業務の停止命令)**

- 第42条 市は、指定手続等に関する条例第8条第1項の規定により、管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (1) 市の指示に従わないとき又は第26条(改善勧告)に規定する改善の勧告に応じないとき。
  - (2) 本業務の履行に際し不正行為があったとき。
  - (3) 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

- (4) 管理者が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
  - (5) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、管理者（管理者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
  - (6) 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合であって、管理者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、管理者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。
  - (7) 自らの責めに帰すべき事由により、管理者から本協定の解除の申出があったとき。
  - (8) その他管理者の責めに帰すべき事由により本業務を継続することが適当でないとして市が認めたとき。
- 2 市は、前項の規定に基づき、指定の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を管理者に通知し、次の事項について管理者と協議を行わなければならない。
    - (1) 指定取消しの理由
    - (2) 指定取消しの要否
    - (3) 管理者による改善策の提示と指定の取消しまでの猶予期間の設定
    - (4) その他必要な事項
  - 3 市は、第1項若しくは次条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、当該取消し又は停止の日の翌日以降に相当する指定管理料を支払わないものとする。
  - 4 市は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、管理者に損害、損失及び増加費用が生じてもその賠償の責めを負わないものとする。
  - 5 市は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、管理者に対して損害の賠償及び違約金の支払を求めることができる。

#### **（管理者による指定の取消しの申出）**

- 第43条 管理者は、次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。
- (1) 市が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
  - (2) 市の責めに帰すべき事由により管理者が損害又は損失を被ったとき。
  - (3) その他管理者が必要と認めるとき。
- 2 市は、前項の申出を受けた場合、管理者と協議の上、その処理を決定するものとする。この場合において、市が次の指定管理者を指定し本業務を引き継ぐまで、管理者は本業務を実施しなければならない。
  - 3 管理者は、第1項の規定による指定の取消しを申し出る場合は、その取消しを受けようとする日の2年前までに申し出なければならない。

#### **（不可抗力による指定の取消し）**

- 第44条 市及び管理者は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、市は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の取消しによって市及び管理者に発生する損害、損失及び増加費用の取扱いは、市と管理者の協議により決定するものとする。

## 第10章 その他

### (責任分担)

第45条 本業務に係る市及び管理者の責任分担は、次のとおりとする。

項 目	指定管理者	和泉市
包括的管理責任		○
新病院の設計・建設	○	○
自然災害など不可抗力による損害	事案による	
緊急時の対応(利用者の安全確保、避難誘導)	○	
警備不備による犯罪、施設損傷等	○	
個人情報の安全管理	○	
第三者への賠償	注意義務を怠ったもの	指定管理者の責務によらないもの
債務不履行	指定管理者が協定による責務を履行しない場合	市が協定による責務を履行しない場合
住民及び施設利用者の要望対応	○	○
施設利用許可	○	
行政財産の目的外使用許可		○
施設・物品・消耗品の管理	○	
施設・備品の修繕、購入	協議による	
施設・備品の滅失、損傷	指定管理者の瑕疵によるもの	
一般的な経費の増	○	
利用料金収入の減	○	
法令変更(消費税・診療報酬改定を除く)	事案による	
消費税・診療報酬の改定	○	
募集要項等市の作成書類の誤りによる損害等		○
指定管理者の作成書類の誤りによる損害等	○	
指定管理開始時及び終了時における引継ぎ費用	○	

保険加入	施設賠償責任保険、 傷害保険、医師賠償 責任保険	公共施設損害賠償責 任保険、建物総合損 害保険（火災保険等）
医療事故に関する責任	○	

**（請求、通知等の様式その他）**

第46条 本協定に関する市と管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、市と管理者間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して市と管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

**（開設準備）**

第47条 管理者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 管理者は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、市に対して市立病院の開設準備を申し出ることができるものとする。

3 市は、管理者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

4 開設準備にかかる費用は全て管理者の負担とする。

5 開設準備に従事する管理者の職員について、業務の引継ぎ等を行う上で発生した労働災害又は通勤による労働災害によって被った損害については、管理者において補償しなければならない。

6 開設準備に従事する管理者の職員が引継ぎ期間中に故意又は過失によって市又は第三者に損害を与えた場合は、管理者がその損害を賠償しなければならない。

**（協議事項）**

第48条 本業務を履行するに当たり、前提条件及び内容等の変更又は特別な事情が生じたときは、市と管理者が協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、市と管理者が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と管理者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月30日

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

市 和 泉 市

和泉市長 辻 宏康

大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号

管理者 医療法人徳洲会

理事長 鈴木 隆夫